



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2765号 2015.12.12 発行

高知市の福祉事業所が土佐茶使い塩茶クッキー

高知新聞 2015年12月11日

開設20年を記念して開発した塩茶クッキー（高知市高須本町）

アレルギーのある子どもでも食べられるお菓子作りに定評がある障害福祉サービス事業所「野いちごの場所」（高知市高須本町）が2015年の開設20年を記念し、土佐茶を使った新商品「塩茶クッキー」をこのほど発売した。お茶の香りと塩っ気がマッチした「自信の品」だ。



「野いちごの場所」は1995年4月、精神障害がある人の働く場として家族会で立ち上げた。卵、牛乳、大豆を使わない手作りクッキーが人気。無添加で高知産のものを使うなど食材にこだわり、常連客にはアレルギーのある子どもの親らも多い。新製品の塩茶クッキー（50グラム300円）は12月に完成。高知県産の緑茶パウダーと吾川郡仁淀川町の茶葉を練り込んで葉っぱの形にした。原料の分量を少しずつ変えながら、利用者とスタッフが試作を重ねたといい、サクッとした食感と、ほのかなお茶の風味が特徴的だ。「野いちごの場所」のクッキーは現在、ショウガやユズ、トマトなどを使った11種類があり、サニーマートや高知龍馬空港など高知県内25店のほか、東京駅や京都の喫茶店でも販売されている。病院などにも毎月、出張販売に出向くといい、9年前から勤めている53歳の女性は「試食でおいしいと声を掛けてもらえるのが何よりうれしい。『自分の場所はここだ』という感じです」と話す。

12月はクリスマスやお歳暮のギフトセットを売る一番のかき入れ時。甘い香りが漂う店内で18～63歳の男女20人が慌ただしく働いている。

管理者の松岡さおりさん（39）は「『誰にも親しまれるものを作る』のがずっとモットー。高知産のお菓子としてこれから県外販売も広げたい」と話している。

「生と死を語る会」20年 坂口医師「死への準備教育広めたい」 森本大貴

朝日新聞 2015年12月10日

内科医として和歌山県紀の川市内の医院で診察にあたる坂口健太郎さん（67）が主宰する「生と死を語る会」が、始まって20年を迎えた。月1回の例会は、今月で243回を数える。坂口さんは「死の準備教育を広めていきたい」と話す。

11月19日の夜。市内の貴志川生涯学習センターには主婦に僧侶、医療や福祉の仕事に携わる様々な立場の15人が集まった。テーマは「看取（みと）り」。テキストは、9月に放送されたNHKスペシャル「老衰死—穏やかな最期を迎えるには」で、今まさに死を迎える親を前にした息子の決意や動揺を、暗くした部屋に映し出していた。

番組が終わると坂口さんはすぐに聞いた。「どうですか、皆さん」。参加者の話題は、看取る家族の支え方や、魂と肉体にまつわる宗教的な事柄にまで及んだ。さながら大学のディスカッション。あっという間に2時間が過ぎた。18年以上、会に足を運ぶ麻酔科医の

西本真司さん（54）は「タブー視されがちな死について自由に聞いたりしゃべったり出来るのは良い」と話す。



20年を迎えた「生と死を語る会」で参加者と語り合う坂口健太郎さん＝紀の川市貴志川町長原

坂口さんは、30歳まで東京でサラリーマン生活を送ったが一念発起。33歳で佐賀医科大学（現・佐賀大医学部）に進学し、1989年に地元で「坂口内科」を開業した。保育園児の健診



から高齢者の看取りまで担っている。

20年前から坂口さんが力を注いでいるのは、ターミナルケア（終末期医療）だ。理由は相次ぐ両親のガンによる死だった。「それまで医療者としてどう治療するかという視点が強かった」と話す。三人称で見ていた死が二人称へと変化した瞬間だった。

語る会を始めたのもその頃。最初は、医学的知識を教える講義形式だったが、この10年間は映像や書物を通して語り合う形に変わった。テーマは、緩和ケアや社会福祉のあり方、死刑囚が死を間際にした心の葛藤や出生前診断など多岐にわたる。「全てのテーマが人間のあり方、ひいては生と死に関わっている。答えが出ない問いをみんなで考えるのは楽しい」

マイナンバーを解説 岐阜で講演会、福祉事業者に注意点 中日新聞 2015年12月11日
マイナンバーの注意点を述べる山本伊都子さん＝岐阜市長良福光で



福祉事業者を対象にした、マイナンバー制度を学ぶ講演会が、岐阜市長良福光の岐阜都ホテルで開かれた。

マイナンバーの通知カードの送付が進む中、福祉施設や事業所では利用者の個人情報扱う機会が多いことから、県社会福祉協議会が企画。個人情報保護が専門のコンサルタント山本伊都子さん（52）が講師を務め、県内から約百三十人が参加した。

山本さんは制度の基本的な仕組みとともにマイナンバーを取り扱う際の留意点を説明。従来の個人情報と違って利用や提供に厳しい制限があるとし、「マイナンバーを取り扱う職員をあらかじめ決め、やりとりは必ず記録した方がいい」とアドバイスした。また、番号を聞き取ろうとする詐欺やなりすましの対策では、「法人や施設、職員が利用者やその家族のマイナンバーを電話で聞き出すことはできない。至急、告知してほしい」と呼び掛けた。（宮崎正嗣）

診療費68億円、回収不能…独法や国立大231病院で 読売新聞 2015年12月11日

独立行政法人（独法）と国立大学法人が経営する全国の231病院で、時効が成立するなどして回収不能となった診療費が2013年度までの5年間で計約68億円に上ることが、会計検査院の調べでわかった。

裁判手続きに入るなどの時効を防ぐ措置を取らなかった病院が134あることも判明。検査院は回収に向けて手続きの改善を各法人に求めた。

独法や国立大学法人は、国の交付金を主な財源として運営される。検査院は、

●未払い診療費の回収 （2009～13年度）	独立行政法人	国立病院機構(143病院)	29億3800万円
		労働者健康福祉機構 (34病院)	10億2100万円
		国立国際医療研究センター (2病院)	1億3000万円
	国立大学法人	東京医科歯科大(2病院)	2億3600万円
		千葉大	1億6400万円
		長崎大	1億3400万円
		岡山大	1億3200万円
		金沢大	1億2600万円

病院を営む9独法（186病院）と42国立大学法人（45病院）の診療費の未払い額を調査。患者の死亡や時効の成立などで回収できず、「貸し倒れ」として損失処理された額は5年間で計約68億円あった。最多は143病院を運営する国立病院機構の約29億3800万円だった。

民法の規定上、診療費の未払いは3年で時効が成立し、病院側の支払いを求める権利が消滅する。ただ、その前に裁判所に支払い督促を申し立てたり、患者側から支払いの誓約書を受け取ったりすれば、時効を防ぐことができる。

しかし長崎大や京都大、琉球大（沖縄県）の各付属病院など134病院はこうした措置を取らず、千葉大など8法人では、未払い患者への具体的な督促方法や法的措置の手順などを定めたマニュアルを整備していなかった。

不正受給 “負の連鎖”、絶つすべあるか 生活保護率全国平均3倍の大阪・門真市 もはや「性善説」は破綻した



生活保護受給者の割合

都道府県	保護率(%)	市町村	保護率
1 福岡県	2.54	① 大阪市	5.46
2 北海道	2.48	② 門真市	5.05
3 東京都	2.20	③ 守口市	4.29
4 大阪府	2.17	④ 東大阪市	4.10
5 青森県	2.06	⑤ 寝屋川市	3.23
6 沖縄県	2.05	⑥ 堺市	3.11
7 高知県	2.01	⑦ 岸和田市	3.09
8 徳島県	1.91	⑧ 八尾市	2.99
9 長崎県	1.80	⑨ 羽曳野市	2.81
10 大分県	1.66	⑩ 松原市	2.71

(数値は平成25年度分。厚生労働省の資料から作成) (27年8月現在。大阪府調べ) ※写真は門真市役所

産経新聞 2015年12月10日
都道府県別の生活保護受給者の割合。大阪府内の市町村別でみると、門真市は大阪市に次いで高いことが分かる。不正受給の“連鎖”も止まらず、背景にケースワーカー不足やチェック態勢の不備が指摘されているが…

生活保護の受給率が全国平均の3倍という大阪府門真市で、不正受給事件や疑惑が相次いで発覚した。10月に逮捕された夫婦のケースでは、市が支給を止めたわずか2日後に再度の申告を受け付け、被害額が計約1600万円にまで膨んでいた。別の男性が受給者に設けられた特例措置を悪用し、通院で利用したタクシーの領収書を偽造して交通費約300万円を不正に受け取っていた疑いも浮上した。事前のチェック機能が働かず、事後対応を余儀なくされる「負の連鎖」。人員不足という構造的な問題も横たわるが、果たして打開策はあるのか。

打ち切り2日後に再支給

「生活保護を受給している男が、車やバイクを所有している。仕事もして収入がある」

平成25年11月、匿名の情報が門真市に寄せられた。生活保護を受給している世帯は

原則、車の所有が認められておらず、他人名義であっても車を運転することはできない。

名指しされた男(33)は「持病のため働くことができない」として生活保護を申請し、22年8月から支給を受けていた。市が調べたところ、男の妻(39)が車の運転を繰り返していたことが判明。文書で再三指導したが従わなかったため、市は26年3月、保護を打ち切った。

ところが、打ち切りからわずか2日後、男は「子供が3人いるが貯金がほとんどなく、生活ができない」として、再び生活保護を申請してきた。男に職があり、収入も得ているとの情報を得ていたはずの市だったが、「(情報に) 確証が得られなかった」(担当者)として、車の使用を止めるよう改めて指導したうえで再支給を決定した。

果たして約4カ月後の同7月、男が大阪府内の葬儀関連会社に勤務しながら収入を

申告していなかったことが調査で判明する。たまたま市は支給を再度打ち切り、警察に相談した。

実のところ、男には受給開始当初から勤務実態があり、不正受給の総額は計約1600万円に達していた。大阪府警門真署は今年10月、男と妻を詐欺容疑で逮捕したが、情報提供から実に2年近くが経過していた。

市保護課は「いったん廃止した後でも、受給者から申請があり、市として生活保護が必要と判断すれば支給するのが原則」と釈明するが、あまりにずさんな対応だったと言わざるを得ない。

慢性的な人出不足

逮捕された男の就労実態を支給開始から約4年間にわたって市が把握できなかったのはなぜなのか。最大の理由として考えられるのは、受給者宅に家庭訪問して生活支援を行うケースワーカー（CW）の不足だ。

人口約12万5千人の門真市は、今年10月現在で6322人もの生活保護受給者を抱えている。市民の20人に1人が受給している計算で、人口に占める割合は同8月現在、府内で大阪市（5・4％）に次いで高い5・05％。全国平均（1・7％）の約3倍だ。

市によると、高度経済成長期の昭和40年代、市内に低家賃の文化住宅などが多く整備され、定住人口が急増。京阪電車や幹線道路など交通の便が良かったことも手伝って低所得者層が流入、「結果的に生活保護受給者が増えた」という。

一方、同市に配属されたCWは40人（11月末現在）で、1人当たりが担当する世帯数は約110世帯。社会福祉法が標準と定める定数（1人あたり80世帯）を大幅に上回っているが、「予算は限られており、採用人数を増やすことは容易ではない」（同市）のが現状だ。

「性善説」で偽造見抜けず

夫婦が逮捕される前の今年5月には、別の「不正受給疑惑」も浮上した。身体障害者手帳を所持している40代男性が領収書を偽造し、タクシー代を不正に受け取っていたというものだ。

身体に障害のある生活保護受給者には、遠隔地の病院への通院など特別な事情でタクシーを利用した場合、医療扶助として交通費が全額支給される制度がある。

平成23年5月から生活保護を受給していたこの男性は、自宅から約15キロ離れた同府枚方市の病院など数カ所に月に数回、タクシーで通院していると市に申告。タクシーの領収書を添付した申請書を毎月提出し、計約300万円の支給を受けていた。

疑惑が明るみに出たのは、男性が利用していたタクシー会社に市が障害者割引が適用されているかを照会したところ、男性が提出した手書きの領収書に記載された乗務員の名前や車両番号が、架空のものだったことが確認されたのがきっかけだった。

男性は取材に対し、「運転手からもらった領収書を提出しただけだ」と疑惑を否定したが、市は提出された領収書の大半が偽造だったとみて調査を進めており、不正が確定すれば、生活保護法に基づき返還請求する方針という。

「受給者にはあくまで性善説で対応している。提出された領収書を見て、『これは本物か』とわざわざ聞くことはしない」。偽造を見抜けなかった理由について、市の担当者はこう打ち明けた。

再発防止の手立ては…

2つのケースで見えてきた原因は、人手不足とチェック態勢の不備だ。もはや捜査機関への刑事告訴や保護費の返還請求といった「後手の対応」では、根本的な対策は望めない。再発防止の手立てはないのか。

生活保護制度に詳しい関西国際大の道中隆教授（社会保障論）は「膨大な業務を抱える現場の職員には、不正を見抜く余裕がない」としたうえで、「CWの業務の一部を民間委託して負担を軽減することが必要だ」と話す。

「生活保護受給者に働き口を斡旋（あっせん）する就労支援業務をNPO法人に依頼す

るなどCWの負担を軽くしたうえで、CWによる受給世帯への家庭訪問をさらに強化して生活実態をきちんと把握するようにすれば、不正受給を見抜ける可能性は高まる」と提案する。

ただ、タクシー代の不正請求のようなケースについては「遠方の病院に通っている受給者がそもそもその病院までタクシーで行く妥当性があるかを、自治体の担当者が厳しくチェックしていくしかない」とし、自ずと限界も浮かぶ。

言うまでもなく、生活保護の原資は国民の税金だ。「不遇な存在である受給者が領収書を偽造するわけがない」。こうした甘い発想はもう通用しない時代になっているといえる。

少なくとも、「性善説」に基づく行政の対応を根本から見直さなければ、これからも全国各地で血税をドブに捨てる愚が繰り返されてしまう。

喫煙率は20%弱で微増 3割が「たばこをやめたい」 共同通信 2015年12月9日

厚生労働省が実施した2014年国民健康・栄養調査で、喫煙率は19・6%で前年から0・3ポイントの微増だったことが9日、分かった。喫煙者のうち「たばこをやめたい」と考える人が3割に上っていることも判明。厚労省は飲食店や百貨店など「公共の場での原則全面禁煙」を打ち出しており、禁煙対策の一層の取り組みが注目される。国民健康・栄養調査は14年11月、無作為抽出した約5400世帯を対象に実施した。喫煙に関する質問には男女計約7600人が回答。その結果、男性(3560人)の喫煙率は前年と同じ32・2%。女性(約4千人)は8・5%で前年比0・3ポイント増だった。

全国初の地域医療法人発足へ 岡山大病院など6機関で 共同通信 2015年12月10日

岡山大病院など岡山市内の6医療機関が統合し、持ち株会社型の新医療法人を全国で初めて発足させることが10日、分かった。それぞれの施設は残しつつ、役割分担と業務の連携を進め、地域医療の無駄を省く。政府の産業競争力会議が、11日に実行実現点検会合を開いて公表する。国立大から付属病院を切り離し、別組織に再編するのは異例の措置。政府は、岡山をモデルに有力な大学病院を抱える全国の他の地域にも広げる構想だ。国際的な医療拠点に育て、観光と組み合わせた「医療ツーリズム」の外国人を呼び込む狙いもある。

【主張】ワタミ和解 過重労働排する環境作れ 産経新聞 2015年12月11日

居酒屋チェーンを展開するワタミで働いていた女性社員の過労自殺をめぐる、両親が損害賠償などを求めていた裁判で、ワタミ側が責任を認めて和解が成立した。

慰謝料などとして約1億3千万円を支払い、他の社員にも未払いの残業代を支給する。創業者で自民党議員の渡辺美樹氏は両親に対し、「責任は私にある」と謝罪した。

過酷な労働に従業員に強いる会社は、「ブラック企業」と呼ばれて批判を浴びている。従業員を使い捨てにする企業に将来はあり得ない。産業界は、この裁判を重く受け止め、過重労働を排除する環境づくりに努めるべきだ。

7年前、当時26歳の女性社員は入社2カ月で自殺した。未明まで店で働いた後、本社での早朝研修にも参加していた。休日もボランティア名目で研修が実施され、劣悪な労働条件下にあった。手帳には「どうか助けて下さい。誰か助けて下さい」と悲痛な言葉が書き残されていた。両親の提訴に対し、「研修は任意だった」などと反論していたワタミ側が一転して和解、謝罪に至ったのは、同社の経営環境が急速に悪化した影響が大きい。ブラック企業との批判が強まり、顧客離れを招いた。和解は、企業イメージを早期に回復するため、欠かせなかったのだろう。これは、ワタミだけの問題ではない。

安い賃金で従業員を働かせ、低価格を売り物にしてきた外食産業は、都市部を中心とし

て人手不足にも直面している。優秀な人材を確保するには、過重労働を強いてきた社内風土や意識の転換を図れるかが問われる。

厚生労働省もブラック企業に対する監視を強化している。昨年11月には違法な長時間労働が疑われる約4500事業所に立ち入り調査を実施し、そのうち半数に是正を勧告した。是正勧告を受けながら長時間労働を繰り返すような悪質な企業は今後、早期に社名を公表する。ただ、その対象は全国展開する大手に限定され、社名の公表を免れるため労働時間を改竄（かいざん）するなどの悪質な行為も懸念されるという。

勘違いをしてはいけない。公表されるからブラック企業なのではない。違法な過重労働に従業員に強いる会社は、もとより許されない。それがワタミの裁判の教訓である。

社説：ワタミ自殺和解 「ブラック企業」根絶の契機に 読売新聞 2015年12月11日

若手社員に過重労働を強いて人件費を削り、利益を上げる。「ブラック企業」と批判される経営手法には大きな代償が伴うことを印象づけた。

居酒屋「和民」で働いていた女性の過労自殺で、遺族が会社側に損害賠償を求めた訴訟は東京地裁で和解が成立した。

運営会社「ワタミ」と、創業者で当時社長だった渡辺美樹自民党参院議員らが責任を認めて謝罪し、1億3400万円を支払う。高額賠償は懲罰的な意味を含むとみられる。今回の和解を「ブラック企業」根絶の契機としたい。

2008年春、ワタミの子会社に入社し、店舗勤務となった当時26歳の女性が、約2か月後に飛び降り自殺した。連日の深夜勤務で、残業は月141時間を超えた。研修会やレポート作成のため、休日もほとんどない状態だった。「どうか助けて」などと書かれたメモが痛々しい。12年に過労自殺として労災認定された。

労働時間を正確に把握し、残業の削減に努める。研修やレポート作成も業務と認定し、適正に残業代を払う。和解条項には、こうした再発防止策も盛り込まれた。他の企業でも、当たり前なこととして、しっかり取り組むべきだ。

他の社員についても、研修などの未払い残業代を支払うと明記された点は、注目される。訴訟が判決に至れば、当事者の請求の是非のみが判断される。ワタミの全社員に及ぶ対策が認められたのは、和解ならではの成果だろう。

ワタミ側は、法的責任を否定してきたが、一転して全面的に非を認めた。訴訟を巡る渡辺氏の不穏当な言動などで、「ブラック企業」との批判が強まり、店舗での客離れが進んだことが背景にある。社会の厳しい目により、経営不振に追い込まれたと言えよう。

過労自殺で労災認定された人は、14年度に未遂も含めて過去最多の99人に上った。脳や心臓の疾患で死亡し、過労死として労災認定された人も121人だった。

政府は7月、過労死等防止対策大綱を決定し、実態調査などに乗り出した。厚生労働省も、残業が多い企業を抜き打ちで指導監督するなど、対策を強化している。

しかし、労働基準法の規定では、労使が協定を結べば、ほぼ無制限に残業が認められ、行政指導も及びにくい。終業と始業の間に一定時間を確保する「インターバル規制」を導入した企業もある。官民を挙げて、実効性ある過重労働の防止策を検討する必要がある。

社説：東日本大震災 被災弱者との共生／地域社会の役割を考えよう

河北新報 2015年12月11日

東日本大震災の発生から4年9カ月。被災地では5度目の年の瀬が近づく。災害公営住宅や自力再建した自宅で新年を迎える被災者は増えている。仮設住宅から恒久住宅への転居は復興の一つの象徴。ただ、そこは到達点ではなく、生活再建の出発点であり、一方で、たどり着けない被災者も依然、多い。

歳月は住宅格差を二極に押し広げている。岩手、宮城、福島の前被災3県では10月末現

在、プレハブ仮設住宅3万1295戸に5万1623人が住む。民間賃貸のみなし仮設住宅の入居者は6万2000人超。ピーク時、3県計27万人の4割近い10万を超す被災者が、建設計画の遅れなどから、いまだに安住の住まいすら確保できないでいる。

仮設住宅団地の空き室は半数に迫る。3県の入居率は61%で宮城は6割を切った。宮城県亘理町は11.8%まで減り、1126戸に133世帯が点在している。

入居率低下は確かに住宅復興の進展を意味するが、おびただしい空き室に囲まれ、取り残される被災者がいることを見落としてはならない。

災害公営住宅の完成は復興への一過程。ゼロから始まる近所づきあいに不安を感じ、仮設暮らしを懐かしむ入居者が少なくない。

「仮設住宅では住民同士、家に行ったり来たりする交流があったが、ここではみんな孤立している」（釜石市・80代女性）「仮設には思い出がたくさんある。離れ離れになってつらい」（仙台市宮城野区・70代女性）

新居を入手できた復興感を超える喪失感にさいなまれ、前を向けないでいる被災者にも目を向けねばならない。

仮設住宅団地では高齢者、経済的困窮者の比率が急速に高まり、災害公営住宅では高齢化率が最初から5割を超すケースがある。全国的な少子高齢化と同時並行的に進む過疎化の双方で悩む東北の多くの集落の行く末と重ね合わせる想像力が求められる。

仮設住宅の入居期限は福島県全域と岩手、宮城の14市町村で1年延長された。慎重を期しつつも、行政が仮設からの退去の誘導に努めるほど、行き場のない被災者を隘路（あいろ）に追い込むことを懸念する。災害公営住宅などの建設部門と生活支援の福祉部門の一層の連携が欠かせない。生活の復興には地域社会が果たす役割も大きい。新たな土地で暮らしを始めるとなれば、なおさらだ。仙台市青葉区霊屋下では先月、災害公営住宅の入居者と地域住民の交流会があった。周辺町内会は2013年、「復興公営住宅とまちづくりを考える会」を設立し、受け入れ準備を進めてきた。

「地域になじめるか不安だったが、皆さんと仲良く暮らしていけると思えるようになった」。移り住んだ高齢夫婦は、共生への期待感に言葉を弾ませる。

残念ながら、仙台市内では立地条件に恵まれた災害公営住宅の入居者が、地域住民から白眼視されているように感じるケースがあるという。震災の風化の一断面なのだろうが、今こそ地域の寛容さと包容力が問われている。

社説：地域で子育て／最大の人口減対策になる

神戸新聞 2015年12月11日

2060年時点の人口は、41都道府県のうち沖縄を除く40都道府県で10年に比べ5～44%減少する。こんな予測が、人口の将来展望「地方人口ビジョン」で明らかになった。減少率の最高は秋田の44%で、青森37%、島根35%と続く。30%以上のマイナスが9県に上った。兵庫は19%減だ。

安倍政権は「地方創生」を掲げるが、地方の衰退は深刻だ。国や自治体は流れを反転させるため、子育て支援の充実など実効ある対策を打ち出さねばならない。

地方人口ビジョンは、60年に1億人程度の人口を維持するとして政府の「長期ビジョン」を踏まえ、自治体が来年3月末までに作成する。人口減少対策の5カ年計画「地方版総合戦略」の基礎資料となる。

多くの自治体は若者が進学や就職で都市部に流出し戻ってこない状況の改善を目指す。少子高齢化で人口が自然減少する中、若者向けの雇用創出や子育て支援の強化などが施策の中心となっている。

だが、企業や大学などの東京一極集中が進み、首都圏への若年人口の流入に歯止めをかけるのは容易ではない。子育て支援も、1990年代以降、少子化対策が重ねられてきたが、効果が上がったとは言い難い。

注目したいのが、唯一増加を見込んだ沖縄県だ。10年の139万人から60年には1

68万人へと21%増えるとしている。女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率を10年の1・87から35年以降に2・50に引き上げ、年間の移住者数も3・5倍に増やすとする。安倍政権は「希望出生率1・8」を目標に掲げる。全国トップの出生率である沖縄とほぼ同水準だ。「地域の人が娘たちにしょっちゅう声を掛けかわいがってくれた。閉じていた私の心も開くことができ、子育てが楽しかった。親だけでなく地域のさまざまな人が関わることが大切だ」。発達障害のある双子の姉妹の母親で兵庫県在住のクリエイター森山和泉さんは、沖縄での子育て体験をこう語る。

沖縄での体験は、最大の子育て支援は地域ぐるみで子どもを見守り、育て、親子の孤立を防ぐことだと教えている。地域社会が衰退する中で、親子が出会い、交流する場をつくるなど、地域の実情に応じた、きめ細かな支援の仕掛けが要る。

社説：共生社会へ 「手話は言語」を法律に 中日新聞 2015年12月11日

手話を独自の言語と定める「手話言語法」の実現を望む声が、地方から湧き起こっている。手話への無理解は今もある。国は地方の求めに応じて早期に法を制定し、その普及に努めるべきだ。国内には約三十万人の聴覚言語障害の人々がいるとされる。

全日本ろうあ連盟（東京都新宿区）によれば、彼らの多くは自らを「ろう者」と呼び、その言語の「日本手話」と固有の文化に誇りを持っている。

だが、耳が不自由な人みんなが、手話を自在に使いこなせるわけではない。言語として、周りに十分認知されているわけでもない。

「耳の聴こえない」人々が登場するミステリー小説「デフ・ヴォイスー法廷の手話通訳士」で知られ、ろう者とも親しい作家の丸山正樹さんが、手話を「身内言葉」と独特の用語で表現した。「身内」の言葉のままでは、本来健常者も交えた交流手段の言語のはずの手話が社会全体にはなかなか届かず、広がりもしない。

そうした苦悩やもどかしさを受け止め、手話を言語として認める全国初の条例をつくったのが鳥取県だ。二〇一三年十月だった。

鳥取県の試みが先駆けとなり、その後二年間に神奈川県、群馬県や、三重県の松阪と伊勢市、埼玉県朝霞市、前橋市など計二十四自治体が条例を制定した。

年内には埼玉県富士見市や静岡県富士宮市なども仲間入りする見込み。県レベルでは長野県が制定に向け意見公募のさなかだ。

ことさら目を引くのは全国の99・8%を占める千七百八十四の地方議会が、国に対して「手話言語法」の制定を求める意見書を可決していることだ。

意見書に拘束力はないが、地方自治法九九条に定められ、地方が政府や国会に政策反映への希望を物申せる。これだけの後押しは、ろう者には心強いに違いない。関連の一般向けフォーラムが十二、十三両日、東京都千代田区の秋葉原UDXビルで開かれる。

聞こえる子たちが国語を学ぶように、聞こえない子たちが手話を学べる場は、依然遅れている。双方が手話を学べる場を増やしたい。手話通訳士も、まだまだ足りない。

教育など、ろう者の生活の場を広げる環境整備には、条例では及ばない予算化など国の総合的な施策が求められる。法制化は、手話にとどまらず、障害や多様な文化を受け入れる共生社会に歩みを進める支えになるはずだ。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

